

(別紙)

## 令和7年度学校法人調査票 実施要領

### 1. はじめに

- 学校法人は、私学助成等や税制優遇措置の対象となっています。これは、法人制度として学校法人の公共性が法的に担保され、それが社会から信頼を得ていることを背景としています。我が国の教育に大きな役割を担っている私立学校が、今後も社会からの信頼と支援を得て重要な役割を果たし続けるためには、学校法人が適切に運営されることが必要です。
- 例年、私立幼稚園又は私立認定こども園を設置する学校法人を対象に、役員（理事及び監事）並びに評議員の任期の状況等、また、不動産（園地、園舎等）の保有状況について報告いただいておりますが、これは、学校法人が適切に運営されているかを、学校法人自らが確認する機会を兼ねています。特に、不動産につきましては登記簿謄本等の内容と大幅な乖離があると適切な管理運営が行われていると考え難く、残念ながら「補助金等実地調査」において全容が把握されていないケースや面積等の大幅な乖離が見られます。本府としましては、学校法人自らが不動産等を適切に管理していることを説明できるようにしておくことが重要と考えます。
- 以上の趣旨を踏まえ、本年度も「学校法人調査」を実施します。多忙の中ではありますが、本調査への回答に御協力くださいますようお願いいたします。

### 2. 根拠法令

- 私立学校法（昭和24年法律第270号）第6条（報告書の提出）

### 3. 提出書類

- 学校法人調査票

区分	提出いただく調査票
幼稚園（私学助成園又は施設型給付を受ける園）又は認定こども園（幼稚園型又は幼保連携型）の他に <b>大学又は高校を併設している</b> 学校法人（以下「 <b>高大法人</b> 」という。）	<a href="#">令和7年度学校法人調査票</a> <b>（大学・高校を設置する法人用）</b>
上記以外の学校法人（以下「 <b>幼稚園法人</b> 」という。）	<a href="#">令和7年度学校法人調査票</a>

（注）昨年度の調査票から様式の変更を行っていますので、必ず上記リンク先からダウンロードしたものを使用してください。

### 4. 提出方法

インターネット申請 [提出はこちら](#) （←Ctrl キーを押しながらクリック）

（注）調査票の郵送（紙媒体）での御提出は受け付けません。電子データで必ず御提出ください。

### 5. 提出期限

**令和7年12月9日（火）まで**

## 6. 調査票の構成

- 本調査は、以下の通り 8 ページに亘っています。

調査票番号	項目名	備考
NO.1	基本事項（学校法人名、事務所所在地等）	● 主たる園（本部園）において作成してください。
NO.2-1	基本財産等の管理状況（園地）	● 複数の園を設置している学校法人では、1 つのシートにつき 1 つの園の情報を入力してください。
NO.2-2	基本財産等の管理状況（園地以外で学校法人が保有する土地）	● 主たる園（本部園）において作成してください。
NO.3-1	基本財産等の管理状況（園舎）	● 複数の園を設置している学校法人では、1 つのシートにつき 1 つの園の情報を入力してください。
NO.3-2	基本財産等の管理状況（園舎以外で学校法人が保有する建物）	● 主たる園（本部園）において作成してください。
NO.4	理事（理事長、代表業務執行理事及び業務執行理事を含む。）・監事の氏名等	● 主たる園（本部園）において作成してください。 ● 今回から様式を変更しています。
NO.5	評議員・会計監査人の氏名等	● 主たる園（本部園）において作成してください。 ● 今回から様式を変更しています。
NO.6	寄附行為変更認可	● 主たる園（本部園）において作成してください。

## 7. 留意事項（各調査票共通事項）

- 調査票作成時点の寄附行為及び代表権者の状況等について、入力をお願いします。
- 本調査における提出書類ではありませんが、学校法人の適切な管理のために年に 1 回、土地及び建物の登記簿謄本を入手し、本調査票とともに保管をお願いします（既に本年に取得済の登記簿謄本を保有されている場合は、本調査のために改めて取得いただく必要はありません）。
- 各調査票には作成日時点で記載し、NO.1 の右上部分の「作成日」欄に日付を入力してください。
- 各調査票のうち黄色のセルに入力してください。
- 記入欄が不足する場合は、適宜、シート又は記入欄を追加してください。
- 本資料は、「A4 サイズ」（日本工業規格 A4 用紙）による両面印刷（横向き、長辺綴じ）を想定して作成しています。

<参考> 両面印刷イメージ



## 8. NO.1 基本事項（学校法人名、事務所所在地、設置する学校等の名称 等）

## 令和7年度 学校法人調査票

作成日 令和7年 月 日

本調査票は、下記記入項目②に該当する寄附行為の①の各種届出がある場合必ず更新し添付すること。 NO.1

1 学校法人名					
2 設立認可年月日及び設立登記年月日	認可 昭和 年 月 日	登記 昭和 年 月 日	電話番号		
3 事務所所在地				記入者職氏名	
4 目的					
5 設置する学校等の名称など	名称			6 収益を目的とする事業を行う場合にはその種類	②
	③				
7 設立認可当時	資産	円			
	設立者（氏名）				
	理事（定数及び氏名）	定数	人	氏名	
	監事（定数及び氏名）	定数	人	氏名	
8 関連施設・子法人等	施設名	設置者名	代表者名	学校法人との関係	
	⑤				

### ①「設立年月日及び設立登記年月日」欄

- 寄附行為認可書又は法人登記簿謄本を確認の上、記載してください。

### ②「事務所所在地」欄、「目的」欄及び「収益を目的とする事業を行う場合にはその種類」欄

- 各々、寄附行為の内容に沿って記載してください。
- 「事務所所在地」欄について、学校法人によっては「主たる事務所」の他に拠点（従たる事務所）を置き、また、寄附行為に規定している場合があります。この場合、「従たる事務所」に関する内容は記載不要です。
- 「収益を目的とする事業を行う場合にはその種類」欄について、現に収益事業（注 1 参照）の認可を受けていない場合は空欄としてください。

（注 1）「収益事業」について

収益事業とは、学校法人の教育研究活動を助けるための営利事業をいいます。大阪府では、次に示す 18 の事業を収益事業としています。

- |  |                    |                |             |                          |
|--|--------------------|----------------|-------------|--------------------------|
| 1 農業、林業  | 2 漁業               | 3 鉱業、採石業、砂利採取業 | 4 建設業       | 5 製造業（「武器製造業」に関するものを除く。） |
| 6 電気・ガス・熱供給・水道業  | 7 情報通信業            | 8 運輸業、郵便業      | 9 卸売業、小売業   |                          |
| 10 保険業（「保険媒介代理業」及び「保険サービス業」に関するものに限る。）                       |                    |                |             |                          |
| 11 不動産業（「建物売買業、土地売買業」に関するものを除く。）、物品賃貸業                       | 12 学術研究、専門・技術サービス業 |                |             |                          |
| 13 宿泊業、飲食サービス業（「料亭」、「酒場、ビヤホール」及び「バー、キャバレー、ナイトクラブ」に関するものを除く。） |                    |                |             |                          |
| 14 生活関連サービス業、娯楽業（「遊戯場」に関するものを除く。）                            | 15 教育、学習支援業        | 16 医療、福祉       | 17 複合サービス事業 |                          |
| 18 サービス業（他に分類されないもの）   |                    |                |             |                          |

### ③「設置する学校等の名称など」欄

- 寄附行為のうち「設置する学校」において規定されている学校等を記載してください。
- その他、下表の左欄に示す施設の設置又は事業の実施を行っている場合は、右欄の例に倣い記載してください。

施設又は事業	記載例
認可保育所を運営している場合	〇〇保育園
認可外保育施設（企業主導型保育事業を行う施設を含む。）を運営している場合	〇〇園
小規模保育事業を運営している場合	〇〇園
第二種福祉事業として実施する障害児通所支援（児童発達支援）を実施している場合	〇〇センター（児童発達支援）

- なお、上表の認可保育所等の設置に関する寄附行為の「設置する学校」への規定は必須ではないことから、寄附行為に当該認可保育所等について規定されていない場合があります。この場合においても、上表の左欄に示す施設を設置している場合は同様に御対応ください。

#### ④「設立認可当時」欄

- 寄附行為認可書又は寄附行為に基づき記載してください。
- なお、「設立認可時の資産」について把握できない場合は、「把握できず」と記載してください。

#### ⑤「関連施設・子法人等」欄

- 次のいずれかのパターンに該当するものを記載してください。

パターン 1) 学校法人代表者（理事長）の三親等以内の親族が代表者である法人等であること。  
 パターン 2) 私立学校法の規定による「子法人」に該当する法人であること。

#### パターン 1) 学校法人代表者（理事長）の三親等以内の親族が代表者である法人等であること

- 本パターンでは、学校法人理事長の三親等以内の親族（注 2 参照）が代表者となっている法人が設置する施設のうち、「就学前の子どもを対象として恒常的なクラス編成のもとに保護者と離れることを常態とする保育活動を行う施設」を記載範囲として位置づけています。

対象例 1-1)

学校法人理事長 甲山 乙男 が理事長を務める、社会福祉法人 a が設置する幼保連携型認定こども園「甲山こども園」

対象例 1-2)

学校法人理事長 甲山 乙男 の子である 甲山 丙雄 が理事長を務める、学校法人 b が設置する保育所「丙雄保育園」

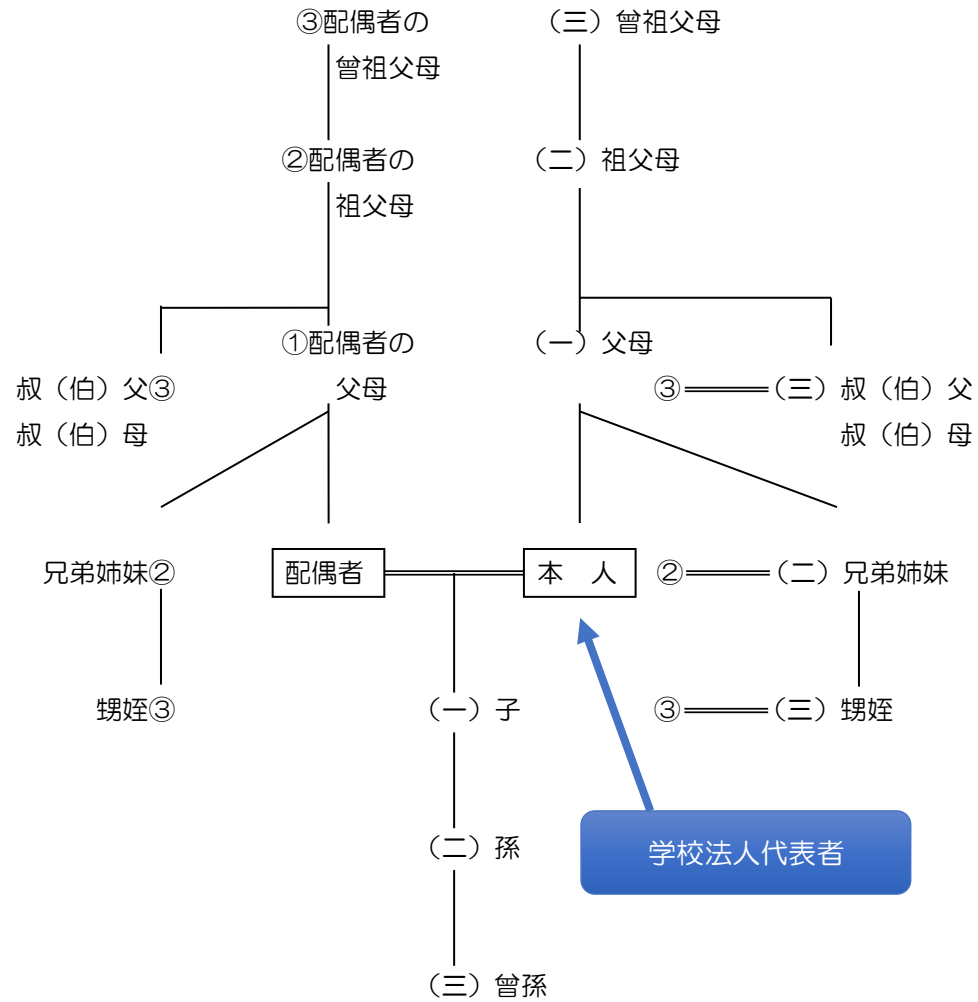
対象例 1-3)

学校法人理事長 甲山 乙男 の配偶者である 甲山 甲子 が理事長を務める、宗教法人 c が設置する幼稚園「甲子幼稚園」

- 記載例

対象例 (前ページ)	施設名	設置者名	代表者名	学校法人との関係
1-1	甲山こども園	社会福祉法人 a	甲山 乙男	設置する法人の代表者が学校法人理事長と同一
1-2	丙雄保育園	学校法人 b	甲山 丙雄	学校法人理事長の子
1-3	甲子幼稚園	宗教法人 c	甲山 甲子	学校法人理事長の配偶者

(注2)「三親等以内の親族」について(「私立幼稚園・学校法人の認可申請・届出の手引き」57ページより)



(注)  
 ・ 血族 … (一) ~ (三)  
 ・ 姻族 … ① ~ ③

## パターン2) 私立学校法の規定による「子法人」に該当する法人であること

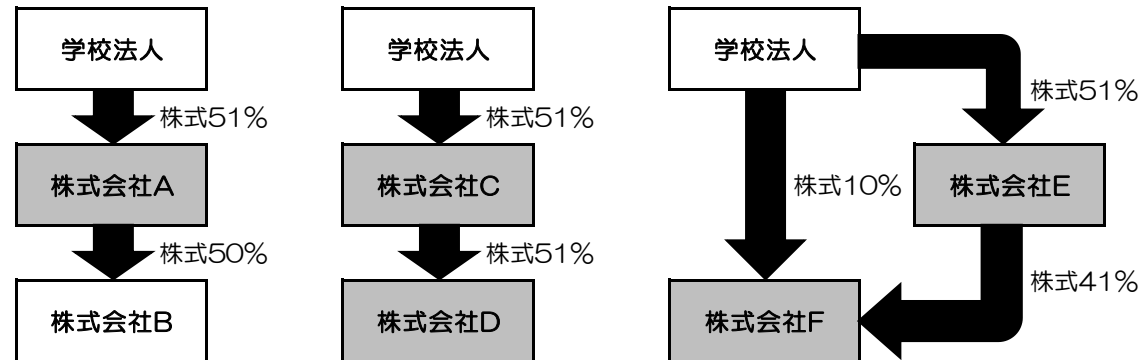
- ▶ 「子法人」とは、学校法人がその経営を支配している法人として、次のいずれかに示すいずれかに該当するものをいいます。該当する場合は記載してください。

(注3)「子法人」について(私立学校法施行規則第11条)

- ① 当該学校法人又はその一若しくは二以上の子法人が意思決定機関における議決権の過半数を有する他の法人
- ② 意思決定機関の構成員の総数に対する次に掲げる者の数の割合が百分の五十を超える他の法人
  - イ 当該学校法人の役員、評議員又は職員
  - ロ 当該学校法人の一又は二以上の子法人に係る子法人役員又は子法人に使用される者
  - ハ 当該学校法人又はその一若しくは二以上の子法人によって当該構成員に選任された者
  - ニ 当該構成員に就任した日前五年以内にイ、ロ又はハに掲げる者であつた者

<イメージ図1> (☆)

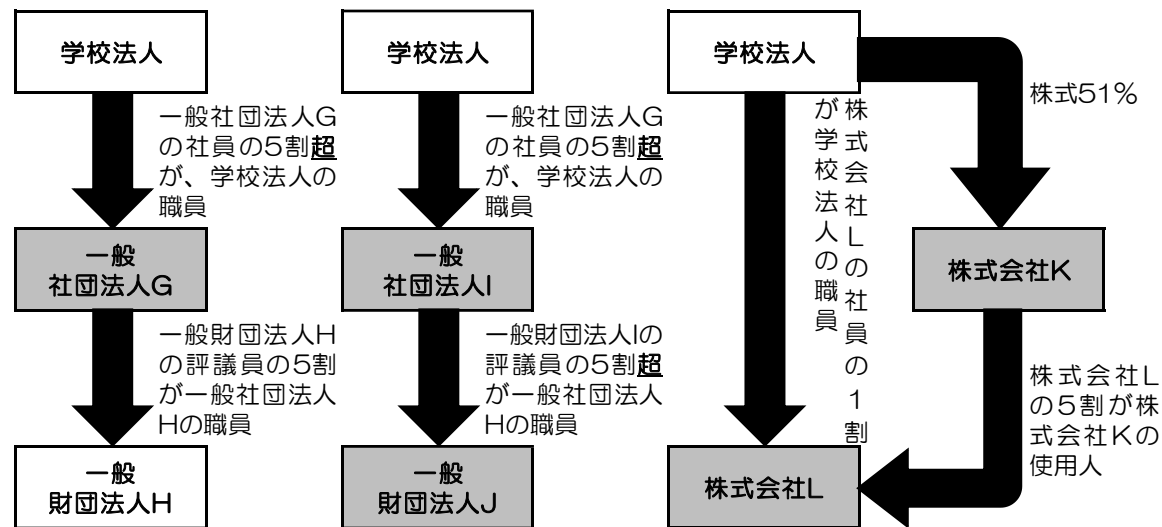
「① 当該学校法人又はその一若しくは二以上の子法人が意思決定機関における議決権の過半数を有する他の法人」について



法人名	「子法人」の該当有無
株式会社A	該当(学校法人が過半数の議決権を有している。)
株式会社B	該当しない(学校法人が過半数の議決権を有する意思決定機関(株式会社A)の、議決権の過半数を有していない。)
株式会社C	該当(学校法人が過半数の議決権を有している。)
株式会社D	該当(学校法人が過半数の議決権を有する意思決定機関(株式会社C)の、議決権の過半数を有している。)
株式会社E	該当(学校法人が過半数の議決権を有している。)
株式会社F	該当(学校法人とその学校法人が過半数の議決権を有する意思決定機関(株式会社E)を併せて、議決権の過半数を有している。) ※ 学校法人10% + 株式会社E(子法人)41% = 51% > 50%(過半数)

<イメージ図 2> (☆)

「② 意思決定機関の構成員の総数に対する次に掲げる者（学校法人の役員等）の数の割合が百分の五十を超える他の法人」について



法人名	「子法人」の該当有無
一般社団法人 G	該当（意思決定機関（一般社団法人 G）の構成員の総数に対し、学校法人職員が過半数を有している。）
一般財団法人 H	該当しない（意思決定機関（一般財団法人 H）の構成員の総数に対し、学校法人の子法人（一般社団法人 G）の過半数を有していない。）
一般社団法人 I	該当（意思決定機関（一般社団法人 I）の構成員の総数に対し、学校法人職員が過半数を有している。）
一般財団法人 J	該当（意思決定機関（一般財団法人 J）の構成員の総数に対し、学校法人の子法人（一般社団法人 I）の過半数を有している）
株式会社 K	該当（学校法人が過半数の議決権を有している。）
株式会社 L	該当（意思決定機関（株式会社 L）の構成員の総数に対し、学校法人とその学校法人が過半数の議決権を有する意思決定機関（株式会社 K）を併せて過半数を有している。） ※ 学校法人 1 割 + 株式会社 K（子法人） 5 割 = 6 割 > 5 割（過半数）

▶ 記載例（子法人に該当する「株式会社 A」及び「一般社団法人 G」の場合）

施設名	設置者名	代表者名	学校法人との関係
—	株式会社 A	○ ○ ○ ○	子法人
—	一般社団法人 G	● ● ● ●	子法人

◇ 「施設名」欄には「一」と、「学校法人との関係」欄には「子法人」と、それぞれ記載してください。

(☆) 小國隆輔著「実務私立学校法」（日本加除出版株式会社、2024 年）を参考に、図を作成。

9. NO.2-1 基本財産等の管理状況（園地）

作成日 令和7年 月 日

NO.2-1

本調査票は、園地変更届提出の際に必ず更新し添付すること。（幼保連携型認定こども園を除く）

①

10-1 基本財産等の管理状況（園地）										幼稚園番号	
<<複数園設置法人は、幼稚園・認定こども園ごとに作成すること。>>										幼稚園名	
◆園所在地（ ）										認定こども園名	
		自己所有地 (㎡)	借用地 (㎡)	計 (㎡)	借用地の場合、契約書の有無	賃料の有無	有償の場合、年間賃料			円	
園地										円	運動場面積 (㎡)
園外園地										円	
園地等の内訳										所有権以外の権利に関する事項（乙区）の状況	
番号	区分	地番	地目	公簿面積 ㎡	実測面積 ㎡	所有者	所有権以外の権利に関する事項（乙区）の状況				
							抵当権設定の有無	登記の目的	登記年月日	原因	権利者その他の事項 権限額・債権額、（根）抵当権者等の記入
1											
2											
3											
4											
5											
6											
7											
8											
9											
10											
11											
12											
13											
14											
計				計							

②

## ① 本調査票について

- 本調査票の掲載対象は、次のいずれかに該当するものとします。
  - A) 学校法人が所有者で、園運営のために使用している土地（園地又は園外園地）
  - B) 学校法人が教育の用に供するために、学校法人以外の者から借用している土地（園地又は園外園地として使用しているものに限る。）
- 回答にあたっては、園ごとに作成してください。
- 幼稚園又は幼稚園型認定こども園について、別途作成している「施設の現有状況調」に記載されている数値と合致していることを確認してください。（注4参照）。

（注4）「施設の現有状況調」による確認  
 <学校法人調査票 NO.2-1（抜粋）>

	自己所有地 (㎡)	借用地 (㎡)	計 (㎡)
園地			
園外園地			

<施設の現有状況調（抜粋）>

大阪府私立幼稚園基礎資料調査

（令和7年5月1日現在）

施設の現有状況調（個票）

1 / 2

幼稚園番号		幼稚園名	幼稚園
設置者名	#エラー		
所在地			

（1）園地

上段（ ）書きは共用部分で内数。

区分	（ 共 用 ） 自己所有 (m <sup>2</sup> )	（ 共 用 ） 借 用 (m <sup>2</sup> )	（ 共 用 ） 計 (m <sup>2</sup> )
園舎敷地	（ #Type! ）	（ #エラー #Type! ）	（ #Type! ）
運動場	（ #Type! ）	（ #エラー #Type! ）	（ #Type! ）
うち幼稚園	（ #Type! ）	（ #Type! ）	（ #Type! ）
うち保育所	（ #Type! ）	（ #Type! ）	（ #Type! ）
そ の 他	（ #Type! ）	（ #Type! ）	（ #Type! ）
合 計	（ #Type! ）	（ #Type! ）	（ #Type! ）
屋上運動場	（ #Type! ）	（ #Type! ）	（ #Type! ）
園外園地	（ #Type! ）	（ #Type! ）	（ #Type! ）

<面積対比表>

学校法人調査票	施設の現有状況調
「園地」	「園舎敷地」+「運動場」+「その他」の合計
「園外園地」	「園外園地」

## ② 「園地の内訳」欄

- 土地の登記簿謄本を基に記載してください。

10. NO.2-2 基本財産等の管理状況（園地以外で学校法人が保有する土地）



作成日 令和7年 月 日

NO.2-2

10-2 基本財産等の管理状況（園地以外で学校法人が保有する土地）											
＜園地として利用している土地の他に、学校法人が保有している土地があれば、下欄に記載してください。＞											
土地	番号	地番	地目	公簿面積 m	実測面積 m	所有権以外の権利に関する事項（乙区）の状況				用途等	
						抵当権設定の有無	登記の目的	登記年月日	原因		権利者その他の事項 <small>継承譲・譲渡譲、（根）抵当権等の記入</small>
	1										
	2										
	3										
	4										
	5										
	6										
	7										
	8										
	9										
	10										
	11										
	12										
	13										
	14										
	計				計						



### ① 本調査票について

- 学校法人が所有者であるものの、園運営のために使用していない土地（園地又は園外園地として使用していない土地）がある場合は、本調査票において該当の土地の登記簿謄本を基に記載してください。

### ② 「用途等」欄

- 当該土地の用途を記載してください。
- なお、特に使用していない場合は「使用なし」としてください。

11. NO.3-1 基本財産等の管理状況（園舎）

①

作成日 令和7年 月 日

本調査票は、園舎変更届提出の際に必ず更新し添付すること。（幼保連携型認定こども園を除く） NO.3-1

10-3 基本財産等の管理状況（園舎）										幼稚園番号		
◆園所在地（										幼稚園名		
										認定こども園名		
		自己所有延床 (m)	借用延床 (m)	計 (m)		運動場 (m)						
園舎												
園舎等の内訳												
							所有権以外の権利に関する事項（乙区）の状況					
番号	種類	構造	耐火・非耐火の別	建築面積 m	延床面積 m	所有者	所有権以外の権利に関する事項（乙区）の状況				権利者その他の事項 権限度額・債権額、 (根) 抵当権者等の記入	
							抵当権設定の有無	登記の目的	登記年月日	原因		
1												
2												
3												
4												
5												
6												
7												
8												
9												
10												
11												
12												
13												
計		棟		m								
土地・建物以外で担保に供されている資産の有無				資産の種類		担保提供先		目的				

②

## ① 本調査票について

- 本調査票では、学校法人が園舎として使用している建物（注5参照）を対象とします。  
A) 本調査票において所有者は学校法人かどうかを問いません。つまり、学校法人が借用して園舎として運営している場合も対象とします。

（注5）「学校法人が園舎として使用している建物」の例

- ◇ 園舎
  - ◇ 園の教育・保育のために使用する資材を保管する物置
  - ◇ 動物の飼育に使用する建物（飼育小屋等）
  - ◇ キンダーカウンセラーによるカウンセリングの実施（キンダーカウンセラー事業の実施）に使用するための建物
- 回答にあたっては、園ごとに作成してください。

## ② 「園舎の内訳」欄

- 建物の登記簿謄本を基に記載してください。

**12. NO.3-2 基本財産等の管理状況（園舎以外で学校法人が保有する建物）**

作成日 令和7年 月 日

NO.3-2



10-4 基本財産等の管理状況（園舎以外で学校法人が保有する建物）

＜＜園舎として利用している建物の他に、学校法人が保有している建物があれば、下欄に記載してください。＞＞

	番 号	地 番	構 造	建築面積 ㎡	延床面積 ㎡	所有権以外の権利に関する事項（乙区）の状況					用途等
						抵当 権設 定の 有無	登記の 目的	登記 年月日	原 因	権利者その他の事項 極度額・償権額、 (根) 抵当権者等の記入	
建 物	1										
	2										
	3										
	4										
	5										
	6										
	7										
	8										
	9										
	10										
	11										
	12										
	13										
計		棟			㎡						



### ① 本調査票について

- **学校法人が所有者であるものの、園舎として使用していない建物を保有している場合**は、本調査票において該当の建物の登記簿謄本を基に記載してください。

### ② 「用途等」欄

- 当該建物の用途を記載してください。
- なお、特に使用していない場合は「使用なし」としてください。

13. NO.4 役員（理事長・理事・監事）の氏名等

作成日 令和7年 月 日

本調査票は、役員等変更届の提出（理事（理事長、代表業務執行理事及び業務執行理事を含む）又は監事の変更等にかかる場合のみ）により更新し添付すること。

NO.4

役員（理事長、代表業務執行理事及び業務執行理事を含む。）・監事の氏名等										学校法人名		
園										役員公表の有無		
役職名	氏名	理事 選任区分	任 期				住 所	生 年 月 日				
理事長		第 号	令和	年	月	日	から	令和	年度の定時評議員会の終結の時まで			
代表業務 執行理事		第 号	令和	年	月	日	から	令和	年度の定時評議員会の終結の時まで			
代表業務 執行理事		第 号	令和	年	月	日	から	令和	年度の定時評議員会の終結の時まで			
業務執行 理事		第 号	令和	年	月	日	から	令和	年度の定時評議員会の終結の時まで			
業務執行 理事		第 号	令和	年	月	日	から	令和	年度の定時評議員会の終結の時まで			
理 事		第 号	令和	年	月	日	から	令和	年度の定時評議員会の終結の時まで			
理 事		第 号	令和	年	月	日	から	令和	年度の定時評議員会の終結の時まで			
理 事		第 号	令和	年	月	日	から	令和	年度の定時評議員会の終結の時まで			
理 事		第 号	令和	年	月	日	から	令和	年度の定時評議員会の終結の時まで			
理 事		第 号	令和	年	月	日	から	令和	年度の定時評議員会の終結の時まで			
理 事		第 号	令和	年	月	日	から	令和	年度の定時評議員会の終結の時まで			
理 事		第 号	令和	年	月	日	から	令和	年度の定時評議員会の終結の時まで			
理 事		第 号	令和	年	月	日	から	令和	年度の定時評議員会の終結の時まで			
理 事		第 号	令和	年	月	日	から	令和	年度の定時評議員会の終結の時まで			
監 事			令和	年	月	日	から	令和	年度の定時評議員会の終結の時まで			
監 事			令和	年	月	日	から	令和	年度の定時評議員会の終結の時まで			
定 数			理事定数					人	監事定数			人
現在数（実数）			理事現在数					人	監事現在数			人

## ① 本調査票について

- 複数園を設置している学校法人の場合は、主たる園（いわゆる本部園）が作成してください。
- 本調査票は、役員等変更届の提出の際（理事（理事長、代表業務執行理事及び業務執行理事を含む。）又は監事の変更等にかかる場合のみ。）に必ず更新し添付してください。

## ② 「役員の公表の有無」欄

- 学校法人は、私学助成等や税制優遇措置の対象となっています。その背景としては、法人制度として学校法人の公共性が法的に担保され、それが社会から信頼を得ていることを背景としていることが挙げられますが、学校法人が継続して社会から信頼を得るためには、学校法人が自ら財務書類等を公開することが求められているところです。
- また、私立学校法において、学校法人が「インターネットの利用その他の方法により公表するよう努めなければならない」ものとして「役員等名簿」が含まれているところです（注6参照）。
- 大阪府が所轄する学校法人については、現時点において「役員等名簿」の公表を義務付けられているものではありませんが、改正法の趣旨を踏まえ役員等名簿（個人の住所に係る記載又は記録の部分を除いたもの）の公表について御検討ください。
- 本項目では、役員等（理事、監事及び評議員）に関する名簿の公表を行っている場合は「有」を、公表を行っていない場合は「無」を選択してください（プルダウンメニューにより選択できます）。
- なお、本項目における「公表」の考え方は下表のとおりです。下表のうち「『公表』に該当する場合」に合致する場合は「有」を選択してください。

「公表」に該当する場合	「公表」に該当しない場合
<ul style="list-style-type: none"> <li>➤ Web サイト（ホームページ）に掲載している場合</li> <li>➤ 保護者等への配付物に掲載して配付している場合</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>➤ 学校法人の事務所に備置きされている役員等名簿を、現行法第47条により請求に基づいた閲覧に供した場合</li> </ul>

### （注6）私立学校法における学校法人による情報公開について

#### ◇ 私立学校法（抄）

##### （情報の公表）

第137条 学校法人は、次に掲げる事項をインターネットの利用その他の方法により公表するよう努めなければならない。

一 寄附行為の内容

二 計算書類等、監査報告（会計監査人設置学校法人にあつては、会計監査報告を含む。）及び財産目録等のうち文部科学省令で定めるものの内容

◇ 文部科学省「私立学校法の改正について【令和7年3月25日更新】」248ページより（一部抜粋）

### 第137条（情報の公表）

（情報の公表）

第百三十七条 学校法人は、次に掲げる事項をインターネットの利用その他の方法により公表するよう努めなければならない。<sup>①</sup>

- 一 寄附行為の内容
- 二 計算書類等、監査報告（会計監査人設置学校法人にあつては、会計監査報告を含む。）及び財産目録等のうち文部科学省令で定めるものの内容

### 第151条（情報の公表の特例）

（情報の公表の特例）

第百五十一条 大臣所轄学校法人等は、第百三十七条の規定にかかわらず、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、遅滞なく、文部科学省令で定めるところにより、当該各号に定める事項を公表しなければならない。<sup>②、01</sup>

- 一 第二十三条第一項若しくは第百八条第三項の認可を受けた場合又は同条第五項の規定による届出をした場合  
寄附行為の内容
- 二 計算書類等、監査報告、会計監査報告及び財産目録等を作成した場合 これらのものうち文部科学省令で定めるものの内容

### ポイント

- ① 学校法人は、次（のうち文部科学省令で定めるもの）の内容をインターネットなどで公表するよう努めなければならない。
  - ・ 寄附行為
  - ・ 計算書類等（貸借対照表、収支計算書、事業報告書、これらの附属明細書）
  - ・ 監査報告、会計監査報告
  - ・ 財産目録等（財産目録、役員・評議員名簿、報酬等の支給基準）
- ② 大臣所轄学校法人等は、上記の内容をインターネットなどで公表しなければならない。

248

### ③「役職名」欄

- 「代表業務執行理事」及び「業務執行理事」欄について、寄附行為により選定について規定されていない場合は空欄としてください。

#### ④「理事選任区分」欄

- 寄附行為のうち「理事の選任」の規定に基づき、号番号を入力してください（注7参照）。

（注7）理事選任区分の記載に関する留意事項

寄附行為の「理事の選任」の規定において、選任すべき者について規定されていることから、理事ごと該当の区分（号番号。以下の作成例では括弧書きの数字部分）を記載してください。

◇ 作成例より

（理事の選任）	
第〇条 理事は、次の各号に掲げる者とする。	
（1）校長（園長）のうちから●●●●において選任した者 〇名	⇒「第1号」と記載
（2）前号に規定するもののほか、●●●●において選任した者 〇名	⇒「第2号」と記載
➤ 「●●●●」の部分について、作成例では「評議員会」、「理事選任機関」又は「理事会」のいずれかを明示している。	
◇ 寄附行為において次のとおり規定されている場合は、該当の号番号を記載してください。	
（理事の選任）	
第〇条 理事は、次の各号に掲げる者とする。	
（1）〇〇園長のうちから●●●●において選任した者 〇名	⇒「第1号」と記載
（2）▲▲自治会役員会のうちから●●●●	⇒「第2号」と記載
（3）前号に規定するもののほか、●●●●において選任した者 〇名	⇒「第3号」と記載

#### ⑤「任期」欄

- 任期の始期（初期表示では「令和 年 月 日から」の部分）について、次のいずれかの内容を踏まえ記載してください。

＜理事等の任期の取扱いに関する想定されるパターン（例）＞

パターン	パターンの内容	任期の始期の記載方法	任期の終期の記載方法
パターン1	令和7年度定時評議員会の終結の時までに、理事等を改選する場合	改選により就任した日付を記載。	寄附行為の任期の規定に基づき定められた内容に基づき記載。
パターン2	令和7年度定時評議員会の終結の時までに改正後の私立学校法の資格・構成の要件を満たすこと及び大阪府が改正後の内容に沿った寄附行為を認可したことを前提として、現任の理事等の任期を最長で令和9年度の定時評議員会の終結の時まで延長する場合	現任の理事等が就任した日付を記載。	現任の理事等の任期満了となる日付を記載。ただし、寄附行為の附則の規定に基づき任期を延長又は短縮したときは、その旨を記載。

(例 1 ; パターン 1 の場合)

< 仮定 >

- ◇ 令和 7 年度の「定時評議員会の終結の時」までに理事等を改選する（改選による就任日は令和 7 年 5 月 24 日（土））。
- ◇ 寄附行為において、次のとおり規定されている。
  - 「理事の任期は、選任後 4 年以内に終了する会計年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。」
  - 「監事の任期は、選任後 6 年以内に終了する会計年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。」

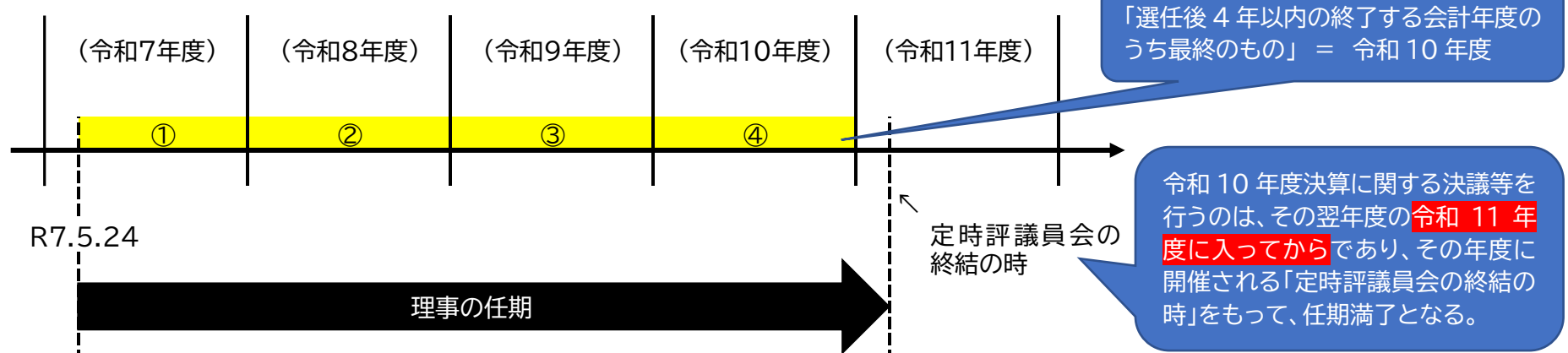
- 理事の任期 ⇒ 「令和 7 年 5 月 24 日」から「令和 11 年度定時評議員会の終結の時」まで
- 監事の任期 ⇒ 「令和 7 年 5 月 24 日」から「令和 13 年度定時評議員会の終結の時」まで

< 留意事項 > ~ 任期の終期の考え方について ~

私立学校法(令和 7 年改正)では、理事等自身が担当していた年度の総決算である定時評議員会まで責任を持ってその任務を全うすべきとの考え方から、「定時評議員会の終結の時」に終期が固定されています。

以上の仮定にある「理事の任期は、選任後 4 年以内に終了する会計年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。」と規定されている場合、当該理事の任期の終期は次のイメージ図のとおりとなります。

(イメージ図)



(例 2 ; パターン 2 の場合)

<仮定>

- ◇ 現任の役員（理事及び監事）等の任期について、始期は令和 5 年 4 月 30 日で、現行寄附行為において役員任期を 3 年と規定されている（令和 6 年度以前に適用される寄附行為の規定に基づく、任期満了日は令和 8 年 4 月 29 日）。
- ◇ 令和 7 年度の「定時評議員会の終結の時」までに、改正私立学校法の理事等の資格・構成の要件を満たすことを確認する。
  - 理事が評議員の職を兼ねている場合であれば、そのときまでどちらか一方の職を辞することなどが挙げられる。
- ◇ 寄附行為の附則において、次のとおり規定されている（この学校法人は、「非課税措置の適用を受ける場合」かつ「収益事業の認可を受けていない場合」に該当する）。

附 則

- 1 令和 7 年 4 月 1 日より施行する。
- 2 この寄附行為の施行の際現に在任する役員及び評議員の定数、資格及び構成については、令和 7 年度の定時評議員会の終結の時までは、なお従前の例による。この場合において、評議員のうちから、この寄附行為の定めるところにより選任された理事については、当該終結の時に、この法人と協議の上、理事又は評議員のいずれかを辞任しなければならない。
- 3 この寄附行為の施行の際現に在任する役員及び評議員であって、第 8 条、第 23 条及び第 32 条の資格及び構成を満たし、令和 8 年度の定時評議員会の日よりも前に任期が満了するものの任期については、その終期を令和 8 年度の定時評議員会の終結の時まで伸長する。  
(以下、略)



- 役員任期 ⇒ 「令和 5 年 4 月 30 日」から「令和 8 年度定時評議員会の終結の時」まで

## ⑥「定数」欄

- 寄附行為のうち「役員及び評議員の設置」（会計監査人を設置する場合は「役員、評議員及び会計監査人の設置」）に関する規定の内容を記載してください。

(例 1)

<仮定>

- ◇ 寄附行為の附則において、次のとおり規定されている。  
(役員及び評議員の設置)  
第 5 条 この法人に、次の役員を置く。  
(1) 理事 6 名  
(2) 監事 2 名

理事定数 ⇒ 「6 名」  
監事定数 ⇒ 「2 名」

(例 2)

<仮定>

- ◇ 寄附行為の附則において、次のとおり規定されている。  
(役員及び評議員の設置)  
第 5 条 この法人に、次の役員を置く。  
(1) 理事 6 名以上 9 名以内  
(2) 監事 2 名

理事定数 ⇒ 「6 名以上 9 名以内」  
監事定数 ⇒ 「2 名」

14. NO.5 評議員の氏名等

作成日 令和7年 月 日

本調査票は、役員等変更届の提出(評議員又は会計監査人の変更等にかかる場合のみ)に必ず更新し添付すること。 NO.5

12 評議員・会計監査人の氏名等										学校法人名	
<<複数園学校法人は、主たる園が記載し提出すること。>>											
役職名	氏名	評議員 選任区分	任 期							住 所	生年月日
評議員		第 号	令和	年	月	日	から	令和	年度の定時評議員会の終結の時まで		
評議員		第 号	令和	年	月	日	から	令和	年度の定時評議員会の終結の時まで		
評議員		第 号	令和	年	月	日	から	令和	年度の定時評議員会の終結の時まで		
評議員		第 号	令和	年	月	日	から	令和	年度の定時評議員会の終結の時まで		
評議員		第 号	令和	年	月	日	から	令和	年度の定時評議員会の終結の時まで		
評議員		第 号	令和	年	月	日	から	令和	年度の定時評議員会の終結の時まで		
評議員		第 号	令和	年	月	日	から	令和	年度の定時評議員会の終結の時まで		
評議員		第 号	令和	年	月	日	から	令和	年度の定時評議員会の終結の時まで		
評議員		第 号	令和	年	月	日	から	令和	年度の定時評議員会の終結の時まで		
評議員		第 号	令和	年	月	日	から	令和	年度の定時評議員会の終結の時まで		
評議員		第 号	令和	年	月	日	から	令和	年度の定時評議員会の終結の時まで		
評議員		第 号	令和	年	月	日	から	令和	年度の定時評議員会の終結の時まで		
評議員		第 号	令和	年	月	日	から	令和	年度の定時評議員会の終結の時まで		
評議員		第 号	令和	年	月	日	から	令和	年度の定時評議員会の終結の時まで		
会計監査人			令和	年	月	日	から	令和	年度の定時評議員会の終結の時まで		
会計監査人			令和	年	月	日	から	令和	年度の定時評議員会の終結の時まで		
定数		評議員定数			会計監査人定数						
現在数(実数)		評議員現在数			会計監査人現在数		人				

### ① 本調査票について

- 複数園を設置している学校法人の場合は、主たる園（いわゆる本部園）が作成してください。
- 本調査票は、役員等変更届の提出の際（評議員又は会計監査人の変更等にかかる場合のみ。）に必ず更新し添付してください。

### ②「評議員選任区分」欄

- 寄附行為のうち「評議員の選任」の規定に基づき、号番号を入力してください（注8参照）。

（注8）評議員選任区分の記載に関する留意事項

寄附行為の「評議員の選任」の規定において、選任すべき者について規定されていることから、評議員ごと該当の区分（号番号。以下の作成例では括弧書きの数字部分）を記載してください。

◇ 作成例より（理事会及び評議員会から評議員を選任する場合）

（評議員の選任）

第〇条 評議員は、次の各号に掲げる者とする。

（1）この法人の職員で評議員会において選任した者 〇〇名	⇒「第1号」と記載
（2）この法人の設置する学校を卒業した者で年齢25年以上のものの中から、評議員会において選任した者 〇〇名	⇒「第2号」と記載
（3）学識経験者のうちから、理事会において選任した者 〇〇名	⇒「第3号」と記載

◇ 寄附行為において次のとおり規定されている場合は、該当の号番号を記載してください。

（評議員の選任）

第〇条 評議員は、次の各号に掲げる者とする。

（1）この法人の職員で評議員会において選任した者 〇〇名	⇒「第1号」と記載
（2）この法人の設置する学校を卒業した者で年齢25年以上のものの中から、評議員会において選任した者 〇〇名	⇒「第2号」と記載
（3）学識経験者のうちから、理事会において選任した者 〇〇名	⇒「第3号」と記載
（4）学識経験者のうちから、評議員会において選任した者 〇〇名	⇒「第4号」と記載

### ③「任期」欄及び「定数」欄

- 「NO.4 役員（理事（理事長、代表業務執行理事及び業務執行理事を含む。）・監事）の氏名等」と同様に記載してください（本別紙 20～22 ページ参照）。

## 15. NO.6 寄附行為変更認可

作成日 令和7年 月 日

**本調査票は、寄附行為変更認可申請提出の際に必ず更新し添付すること。**

NO.6

13 寄附行為変更認可 《複数園設置法人は、主たる園が記載し提出すること。》				学校法人名
番号	認可年月日	申請者氏名	要項	
1	年 月 日			
2	年 月 日			
3	年 月 日			
4	年 月 日			
5	年 月 日			
6	年 月 日			
7	年 月 日			
8	年 月 日			
9	年 月 日			
10	年 月 日			
11	年 月 日			
12	年 月 日			
13	年 月 日			
14	年 月 日			
15	年 月 日			
16	年 月 日			
17	年 月 日			
18	年 月 日			
19	年 月 日			
20	年 月 日			
21	年 月 日			
22	年 月 日			

- 寄附行為変更認可書を確認の上、記載してください。